

事務連絡
平成22年8月23日

各都道府県障害福祉関係主管課担当者 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

福祉・介護人材の処遇改善事業助成金の適正執行について

日頃より、障害福祉制度の円滑な実施にご協力いただきありがとうございます。また、福祉・介護人材の処遇改善事業の運営に当たりましては、大変お手数をおかけしており感謝申し上げます。

さて、本助成金につきましては、制度開始から2年目を迎え、「制度の定着」と同様、「交付目的に適った適正な執行の確保」が強く求められるところです。

本助成金は、福祉・介護職員について他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していけるよう、平成21年度補正予算において緊急的・特例的に創設されたものであります。この創設の趣旨及び目的の達成のため、本助成金の交付にあたっては、申請書類の簡素化など障害福祉サービス事業者等の事務的負担の軽減を図りつつ、交付目的である福祉・介護職員の賃金の引き上げを確実に担保していくことが重要となります。

したがって、各都道府県におかれましては、

- ① 本助成金が福祉・介護職員の賃金改善に要する費用以外の費用に充ててはならないものであること、
- ② 虚偽又は不正の手段により本助成金を受給した場合には支給の停止又は返還を命じることを、

管内の障害福祉サービス事業者等に対して再度周知徹底していただくとともに、実績報告書の内容確認の徹底をよろしくお願いいたします。

なお、同日付けで別添のとおり、日本介護クラフトユニオン宛にも事務連絡を発出しておりますのでお知らせします。

【照会先】

社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課福祉サービス係
(電話) 03-5253-1111
(内線) 3091 加藤
(直通電話) 03-3595-2528